

出資法人等評価・カルテシート (令和5年度分)

商法法人以外

1 出資法人等の概要

団体名	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会		
所在地	豊中市岡上の町 2-1-15	所管部局・課	福祉部・地域共生課
設立年月日	昭和58年12月21日	代表者	会長 永井 敏輝
資本金等	3,000,000円	うち市出資額(率)	0円(0%)
設立目的	豊中市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		

2 役員・職員関係

各年4月1日現在

		R3			R4			R5		
		市職員	市OB		市職員	市OB		市職員	市OB	
役員	常勤	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	非常勤	21	0	0	21	0	0	21	0	0
職員	常勤	61	0	1	60	0	0	62	0	0
	非常勤	128	0	0	125	0	0	122	0	0
役員の平均年間報酬 (R4年度、千円) ※常勤のみ		-			職員の平均年間給与 (R4年度、千円)・平均年齢 ※常勤のみ			5,933 千円・44.6歳		

3 財務関係

		金額(千円)		
		R2	R3	R4
損益計算書	総収入	940,151	956,497	876,370
	(うち市受入金)	532,871	543,582	535,277
	総費用	904,138	921,491	900,168
	経常損益	26,135	165	▲23,722
	当期損益	36,013	35,006	▲23,798

		金額(千円)		
		R2	R3	R4
貸借対照表	資産の部合計	1,183,701	1,223,700	1,221,985
	負債の部合計	417,053	422,046	444,129
	(うち有利子負債)	0	0	0
	純資産	766,648	801,653	777,856
	利益剰余金	-	-	-

4 市の財政的関与の状況

(単位：千円)

		R2	R3	R4	主な内容、算出根拠等
フロー	補助金	322,515	329,438	315,938	
	事業費	322,515	329,438	315,938	コミュニティソーシャルワーカー配置事業、敬老の集い事業等
	運営費	0	0	0	
	委託料	209,612	210,240	216,403	包括支援センター事業、生活支援コーディネーター事業等
	指定管理委託料	0	0	0	
	その他	8,547	3,904	2,936	コロナ関連助成金、保健衛生費、校区タブレットの通信費等
計		540,674	543,582	532,277	
ストック	貸付金残高	0	0	0	
	債務保証残高	-	-	-	
	損失補償残高	-	-	-	
	出資金	-	-	-	
	その他	-	-	-	
計		0	0	0	

5 経営の状況

(1) 出資法人等の主な事業

事業名	事業内容	活動指標	R2	R3	R4
校区福祉委員会活動推進事業	福祉なんでも相談窓口の設置	相談件数(件)	166	211	276
コミュニティソーシャルワーカー配置事業	地域でのセーフティネットの体制づくり	相談件数(件) 対応件数(件)	895 4,883	811 5,762	806 4,446
とよなか地域ささえ愛ポイント事業	介護予防と人材育成の仕組みづくり	登録状況(名) ポイント申込(名)	1,051 438	1,095 479	1,128 575
権利擁護・後見サポートセンター事業	日常生活自立支援事業	相談件数(件) 契約件数(件)	206 171	268 184	339 171
地域包括支援センター事業	高齢者の総合相談窓口 介護予防プラン作成等	相談件数(件) 延べ件数(件)	5,643 7,011	6,832 7,229	6,196 6,972

(2) 財務指標

指標	視点	内容	R2	R3	R4
市受入金比率 市受入金/経常収益×100	自立性	市への財政的依存度を表わします。一般的に数値が低いほど、財政的に自立性が高いといえます。	57.3	58.9	61.2
人件費比率(%) 人件費/経常費用×100	効率性	数値が低いほど財務の弾力性が高いといえます。総支出における相談業務等のマンパワーが業務の中心となる団体については高くなる傾向にあります。	76.5	78.1	78.1
管理費比率(%) 管理費/経常費用×100	効率性	コスト体質を表すもので、一般的に数値が低いほど効率が良いとされます。	23.5	21.9	21.9
正味財産比率(%) 正味財産合計/(負債+正味財産合計)×100	安全性	負債及び正味財産合計に対する正味財産合計の割合。自己資本の比率が高いほど資本構成が良く、経営の安全性が高いといえます。	64.8	65.5	63.7
固定比率(%) 固定資産/正味財産合計×100	安全性	正味財産合計に対する固定資産の割合。固定資産を返済不要な正味財産合計でまかなわれているかを表わします。100%未満であれば安全性が高いといえます。長期的な経営の安全性を示しています。	86.1	82.0	85.6
流動比率(%) 流動資産/流動負債×100	安全性	1年以内に返済を要する負債に対する1年以内に資金化できる資産の割合。数値が高いほど支払い能力が高いといえます。100%を下回る場合は注意が必要です。	391.5	370.2	341.9

(3) その他

ア 給与体系

区分	<input type="checkbox"/> 独自体系 <input checked="" type="checkbox"/> 市の体系を準用 <input type="checkbox"/> その他 ()
見直し予定	<input type="checkbox"/> 予定あり (年度予定) <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 済み (令和4年8月)

イ 情報公開

公開ツール	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページ (URL : https://www.toyonaka-shakyo.or.jp) <input checked="" type="checkbox"/> 広報紙 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所備え付け <input type="checkbox"/> その他 ()
公開内容	<input checked="" type="checkbox"/> 定款 <input checked="" type="checkbox"/> 役員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 事業計画 <input checked="" type="checkbox"/> 事業報告 <input checked="" type="checkbox"/> 経営計画 <input checked="" type="checkbox"/> 財務諸表

ウ 指定管理者の状況

施設名	指定管理期間	備考

6 経営上の課題

- 地域福祉活動の推進を支える組織・財政基盤の強化と介護事業の安定化を検討していく必要があります。
- 自主財源（賛助会費、共同募金配分金、寄付金収入等）が漸減傾向にあり、募集方法の見直しや事業取組みの広報をより幅広く行う必要があります。
- 社会福祉法人の責務として、事業透明性の確保やガバナンスの強化、地域貢献の取組みを率先して推進する必要があります。

7 経営改革の取組み（令和4年度）

項目	取組み内容	今後の課題・方向性
介護保険事業の経営安定化	居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業を実施しています。各事業において数値目標を設定するとともに、月次の収支状況を把握・共有し、事業の適正な執行管理に努めています。	医療・介護従事職員は年々減少の傾向にあり、その確保は喫緊の課題です。職員定着のための指導體制や研修体制の充実・処遇改善等に取り組むとともに、デジタル技術を活用した労働環境の整備、働きやすい雇用形態の検討を行い、生産性の向上と人材確保に努めます。
自主財源確保の取組み	賛助会費募集にあたり、昨年に引き続き社協広報誌に振込用紙を添付しました。またネット寄付の定着化を図り継続しています。困窮世帯への宅食など自主事業への活用を行うため、その目的に賛同いただく物品寄付への呼びかけを行い多くの食材をいただきました。	対面での会費協力は一定数回復が見られるものの、ネット等を介した寄付、募金の需要は高まると考えられることから、引き続き仕組みの拡充と広い呼びかけに努めてまいります。また介護事業収益を活用した社会貢献活動については、地域課題を見極めつつ、その取組みを進めます。
社会福祉法人の責務に対する項目の実施	組織運営のガバナンスを行うため、契約している公認会計士、社会保険労務士の助言のもと、目まぐるしく改正される会計や労務問題等への法令遵守に対する取組みを行っています。	内部統制を行うべく法令に定める事務手続きについて適正に執行してまいります。また地域貢献の取組みについては、社会福祉施設連絡会と協働連携し推進してまいります。

8 出資法人等の自己評価

評価の視点	評価	今後の取り組み方針
<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業は、社会状況、環境変化や市民ニーズに適合しているか 	<p>償還時期を迎える特例貸付利用者への免除や援助の手続き、家計相談や住替え支援等、個々の状況に応じたきめ細かな対応を行いました。ヤングケアラー、困窮世帯などへのフォローや外国人支援に対する福祉の連携等、コロナ禍で浮き彫りとなった課題について、地域住民や関係機関と協働し、定期的な家事支援による負担軽減や関係づくり、支援体制の構築を地域共生推進員の取り組みとして行いました。</p>	<p>コロナ禍の創意工夫による事業実施内容の検証を行い、生活困窮世帯、外国人支援など浮き彫りとなった要支援者に対する取り組みを従前の事業を行いながら、限りある人員体制の中で継続するにはどうすべきかを考慮する必要があります。市策定の「豊中市地域福祉計画」並びに当会策定の「地域福祉活動計画」の連携のもと、地域共生社会の実現に寄与してまいります。</p>
<p>効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的・物的な経営資源は有効に活用しているか ・組織体制、人事給与水準は適正か 	<p>コロナ禍における感染リスクと事業実施のバランスを考え、その都度、行政や専門家、地域関係者等と調整を行うなかで、ガイドラインに基づく会食代替のテイクアウトを通じた安否確認の実施、校区活動の ICT 化による研修体制の強化や情報共有など、事業を継続するだけでなく新たな取り組みへの工夫を行うことができました。</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーを中学校区ごとに1名、生活支援コーディネーターを日常生活圏域ごとに1名配置とされていますが、体制上兼務している状況にあります。ウイズコロナ、アフターコロナによりそれぞれの事業がさらなる課題解決に向けて動き出すことを考慮すると、兼務体制について見直しを行う必要があると考えます。</p>
<p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意図する成果に有効に結びついているか 	<p>地域共生社会の実現に向け、課題ある生活世帯の市民に対し、学校と福祉の連携、あるいは外国人支援と福祉の連携に注力し、市の関係部局や社会福祉法人などとの相互理解、関係性を高め、地域共生推進員やコミュニティソーシャルワーカーを中心に個別支援や地域支援に努めるなど体制づくりに寄与しました。</p>	<p>コロナにより中止、延期されてきた事業を本格的に再開するにあたり、未実施期間が長いものについては、丁寧な対応と関係者との調整が必要となります。特に全市域的な取り組みである「敬老の集い事業」は、各小学校区での対面実施を3年間行っておらず、地域関係者とともに敬老の機運をより高めていく必要があります。また長引く活動自粛によるボランティア等担い手のフレイル予防に対しても対応していくことが求められます。</p>
<p>総合評価</p>	<p>令和4年度は貸付利用者への個別支援や生活課題を抱える市民への支援を中心に行いつつも、コロナにより分断された人流や行事、イベントを通じてつながっていた人々との関わりの再構築が課題となっていました。それぞれの地域の実情を把握し、コロナ禍においても創意工夫による事業実施を展開することができました。</p>	<p>コロナ後の地域福祉活動の在り方について検証と確認が必要です。今後多くの貸付利用者に対するフォローと生活状況に課題ある方々への個別支援、地域ごとの課題に対する地域支援、ボランティア活動の活性化を含め、コロナによりこれまでの活動が途切れがちとなった方とのつながりの再構築などを考慮すると、当会に求められる内容がコロナ前よりも増加することが予想されます。限りある人員体制ではありますが、十分に関係機関とコミュニケーションを図り、適切な役割分担のもと協働して実施してまいります。</p>

9 市による評価

評価の視点	評価内容	課題・方向性
<p>団体の存在意義 (必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資目的は薄れていないか ・市の施策の方向性に適合しているか 	<p>社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に基づく地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。同法第 58 条第 1 項には、地方公共団体は、条例で定める手続に従い、補助金を支出できる規定があります。本市の地域共生社会及び地域福祉への取り組みは、市が策定する「豊中市地域福祉計画」と豊中市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)が策定する「地域福祉活動計画」との緊密な連携のもと推進しています。</p>	<p>地域福祉計画に掲げる地域共生社会の実現に向け、地域力の底上げを図るためには、市社協の役割が重要です。複合的な課題を持つ世帯への支援や外国人と福祉の課題など、地域共生社会をめざして地域の課題に積極的に取り組むことが求められます。</p> <p>市社協の培ってきた経験や知識、地域とのつながりを活用した取り組みが期待されており、今後も連携・協働した取り組みが必要です。</p>
<p>団体の活動領域 (効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資法人等を活用するメリットはあるか ・出資法人等にしかできないことか 	<p>全小学校区で校区福祉委員会を組織して、小地域福祉ネットワーク事業を実施し、コミュニティソーシャルワーカーにより制度の狭間・複合的な課題への対応や福祉なんでも相談窓口のバックアップを行うなど、地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築に関して重要な一翼を担っています。</p> <p>コロナ禍での新しい生活様式に合わせ、密を回避しながら地域でつながる工夫をしたり、ICT を活用した地域活動の取り組みを支援したりするなど、積極的に地域福祉の推進に取り組んでいます。</p>	<p>コロナの影響により活用が進んだ ICT をさらに駆使し、地域のつながりづくりや地域の担い手発掘・育成を期待します。また償還時期を迎える特例貸付対象者に対し、引き続き世帯の状況を踏まえた丁寧な支援が求められます。</p> <p>他の主体が実施できる事業については、自ら実施する役割から中間支援組織としてネットワーク構築の役割へシフトすることにより、市社協でしかできない全市的な仕組みづくりやコーディネート機能が、より活かされるものと考えます。</p>
<p>団体と市との関係性 (効率性・有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果が市の施策の推進にどれだけ貢献しているか ・市の関与は適切か 	<p>地域共生社会の実現に向け、孤立防止の取り組みや支援機関のネットワーク構築による多機関協働での支援が求められますが、市社協は、市民主体の取り組みを促進するにあたって重要なコーディネート機能を担っており、十分な貢献がなされています。市として、補助金が適正に活用されているか、委託事業は適正に運用されているか、事業活動面・財務面で精査しながら法人活動を支援しています。</p>	<p>多機関協働推進事業において、複合的な課題をもつ世帯の気づきや支援を行っていく上で、市と市社協の連携は必要不可欠です。</p> <p>多機関・多分野が連携し重層的、包括的な支援が実施できるような体制づくりのため、市・市社協間で十分なコミュニケーションを図り、適切な役割分担のもとで協働に取り組めます。</p>
<p>総合評価</p>	<p>市が策定した「第 4 期豊中市地域福祉計画」と市社協策定の「第 4 期地域福祉活動計画 (Link プランとよなか 4)」は、基本理念を共有しており、地域福祉の推進における両輪の関係として、市と緊密に連携・協働していくことが求められます。今後も基本理念「みんなで創る あなたもわたしも 今よりもっと幸せに暮らせるまち」をめざして、引き続き協働で進めます。</p>	<p>ウィズコロナ、アフターコロナにおける地域福祉活動のあり方についての検証や、活動制限で希薄となった地域のつながりの再構築などこれまで以上に重要な役割を担う機関となることを期待されます。</p> <p>ま地域共生社会の実現をめざし、社会の変化や地域の実情に合わせた先進的な取り組みが行われることを期待します。</p>